

平成 29 年霞台厚生施設組合議会

第 1 回 定 例 会 会 議 録

平成 29 年 2 月 17 日（金曜日）午後 2 時 05 分開会

議事日程

- 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 会議録署名議員の氏名
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第 3 号及び議案第 4 号

本日の会議に付した案件

- 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 会議録署名議員の氏名
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第 3 号及び議案第 4 号

出席議員 16 名

1 番 櫻 井 茂 君	9 番 大 槻 勝 男 君
2 番 植 木 弘 子 君	11 番 加 固 豊 治 君
3 番 川 村 成 二 君	12 番 川 澄 敬 子 君
4 番 石 川 祐 一 君	13 番 山 本 進 君
5 番 小 松 豊 正 君	14 番 荒 川 一 秀 君
6 番 大 槻 良 明 君	15 番 矢 口 龍 人 君
7 番 岡 崎 勉 君	16 番 久 保 田 良 一 君
8 番 鳥 羽 田 創 造 君	17 番 櫻 井 信 幸 君

欠席議員 1 名

10 番 笹 目 雄 一 君

法第 121 条により出席した者

管 理 者 今 泉 文 彦 君	事 務 局 長 飯 田 修 久 君
副 管 理 者 島 田 穰 一 君	事 務 局 次 長 佐 藤 博 之 君
副 管 理 者 坪 井 透 君	総 務 課 長 本 田 俊 行 君
副 管 理 者 小 林 宣 夫 君	業 務 課 長 比 氣 静 君
会 計 管 理 者 加 藤 乃 利 明 君	建 設 計 画 課 長 織 田 俊 彦 君
	建 設 計 画 課 長 補 佐 栗 山 英 範 君

職務のため出席した者

係 長 坂 本 康 一 君 主 幹 竹 内 聡 史 君

平成29年2月17日（金曜日）

午後2時05分開会

- 議長（山本進君） ただ今の出席議員は、16名です。
定足数に達しておりますので、これより平成29年霞台厚生施設組合議会第1回定例会を開会いたします。
本日の議事日程はお手元に配布しました議事日程表のとおりでございます。
これより日程に入ります。

日程第1 会期の決定

- 議長（山本進君） 日程第1・会期の決定についてを議題といたします。
お諮りいたします。
本定例会の会期は、本日1日間といたします。
これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（山本進君） ご異議なしと認め、本定例会の会期は本日1日と決しました。

日程第2 会議録の署名議員指名

- 議長（山本進君） 日程第2・会議録の署名議員を指名いたします。
霞台厚生施設組合議会会議規則第111条の規定により、
16番・久保田良一君。
17番・櫻井信幸君。
の両名を指名いたします。

日程第3 諸般の報告

- 議長（山本進君） 日程第3・諸般の報告を行います。
地方自治法第121条の規定により、本日出席を求めた者は、
管理者・今泉君。副管理者・島田君。副管理者・坪井君。副管理者・小林君。
会計管理者・加藤君。事務局長・飯田君。事務局次長・佐藤君。総務課長・本田君。
業務課長・比気君。建設計画課長・織田君。建設計画課長補佐・栗山君。
以上であります。

日程第4 議案第3号及び議案第4号

- 議長（山本進君） 次に、日程第4・議案第3号 平成28年度霞台厚生施設組合一般会計補正予算（第3号）及び議案第4号 平成29年度霞台厚生施設組合一般会計予算の2件を議題と致します。
管理者から各提案に対する提案理由の説明を求めます。
管理者・今泉君。
- 管理者（今泉文彦君） 平成29年霞台厚生施設組合議会第1回定例会にあたり、本日、ここに提案いたしました議案について、ご説明申し上げます。
最初に、平成27年4月1日、石岡市、小美玉市、かすみがうら市、茨城町の4市町が一般廃棄物処理施設の広域化に合意して、共同で整備事業を進めてきたわけでありましてけれども、先月の組合議会並びに各市町議会において債務負担行為の議決を得たことで、2月1日に無事、事業者を公募する段に至ることができました。
この度の事業は、茨城県が策定した広域化計画の中で唯一実現に向けて推進している地域として大きな注目を受けるとともに、新たな時代に向けて期待をされているところでございます。
これも偏に議会、住民の皆様のご理解とご協力の賜物と心より感謝申し上げます。
それでは、議案の説明に入ります。
議案第3号・平成28年度霞台厚生施設組合一般会計補正予算（第3号）について。
本案は、平成28年度一般会計歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ103万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を8億2,463万円といたしました。

歳出予算の款別補正額は、衛生費の塵芥処理費に103万円を増額したもので、その補正財源として繰越金の剰余分を増額し予算措置しております。

次に、議案第4号・平成29年度一般会計予算について。

一般会計予算の総額は、前年度当初予算額に比較して6,770万円(8.3%)減の歳入歳出それぞれ7億4,330万円といたしました。

その歳入の内訳については、

分担金及び負担金 5億3,070万円(3.4%減)

使用料及び手数料 1億5,680万円(1.4%減)

国庫支出金(皆減)

財産収入 2,576万5,000円(1.2%減)

繰入金 100万円(増減なし)

繰越金 2,895万円(21.8%増)

諸収入 8万5,000円(58.5%減)

でございます。

次に、歳出の内訳を申し上げますと、

議会費 215万円(25.0%増)

総務費 3,814万円(36.8%増)

民生費(皆減)

衛生費 7億35万円(6.9%減)

公債費 17万円(増減なし)

予備費 249万円(19.7%増)

でございます。

歳出予算のうち、

衛生費・塵芥処理費 5億2,280万円(3.6%減)

衛生費・施設整備費 1億7,755万円(15.5%減)

となっております。

債務負担行為については、リース期間が満了となります財務会計機器を更新し、新たに借り受けるものであります。

一時借入金については、資金収支の状況を勘案して、借入れをする場合の最高限度額を設定したものでございます。

なお、予算の詳細につきましては事項別明細書をご参照いただきたいと思います。

以上が、提案いたしました議案の概要でございます。十分ご審議のうえ、議決を賜りますようお願い申し上げます。

(一般質問)

○議長(山本進君) 以上で説明は終わりました。

次に、本日は定例会につき、議案質疑に先立ち一般質問を行います。質問は通告の順にこれを許します。

なお、質問質疑の時間は一議員30分以内とし、形式は一括方式といたします。また、規定により質問回数は2回までとなりますので、よろしくお願いいたします。

○議長(山本進君) 1番 櫻井茂君。

○1番(櫻井茂君) それでは通告に従いまして、質問をさせていただきます。

まず、ごみ処理組合再編に伴う職員の処遇についてでございます。

1月23日の臨時議会におきまして、新広域施設整備費運営に係る債務負担339億2,280万円が賛成多数で可決されました。今後、請負事業者が決定し、施設の整備建設、そして平成33年3月末の竣工が計画されております。

新広域ごみ処理施設の職員体制につきましては、「ごみ処理広域化によるコスト削減効果について」の説明資料におきまして、新ごみ処理施設稼働時の職員は15名を想定しているとした記載があり、議案質疑においても同様の答弁をいただいております。一方で平成33年4月に新広域施設の稼働時に霞台厚生施設組合、新治広域事務組合、茨城美野里環境組合の在籍職員数の合計は29名が想定されると伺っております。そうなりますと、15名体制で新たなごみ処理施設の運営を可能としている一方で、何の対策も講じなければ3組合合計の職員は倍の29名が在籍することになるわけです。

本来、組合が解散すれば、解散する組合に所属する組合職員は、その身分を失うわけですが、

特別地方公共団体である3組合は構成市町との間で負担金や職員の身分について協定を結んでいることが先の臨時議会でも答弁されております。

そこで伺いをいたしますが、1点目です。この協定書に基づき、組合職員の処遇について、正副管理者は構成市町に対して、協定書の主旨を尊重するよう求めるべきだと思いますが、どのような対応をとられるのか、伺いをいたします。

2点目。新広域ごみ処理施設稼働までの間、組合と組合、あるいは組合と構成市町との人事交流を進め、平成33年4月に職員15名体制で新広域ごみ処理施設が円滑に運営スタート出来るよう、お互いに協力し合うべきだと思いますけれども、正副管理者のお考えをお伺いいたします。

○議長（山本進君） 管理者・今泉君。

○管理者（今泉文彦） ご答弁申し上げます。

構成市町では、組合職員の処遇について、組合解散等になった場合、身分を保証する協定書を締結しております。

将来、組合が解散するその際には、その協定書に基づき、組合職員を受入れる構成市町において、新規採用職員数の調整が必要となります。

また、構成市町を経由せず、新しい組合職員の身分として保証することも考えられると思います。いずれにせよ、4市町においては定員の適正化計画、定員管理計画それぞれ持っておりますので、それに基づき、慎重に協議しながらこれを進めて参りたいと思っております。協定内容を踏まえて、真摯に職員処遇について対応をして参りたいと考えております。

○議長（山本進君） 1番・櫻井茂君。

○1番（櫻井茂君） はい。一部事務組合は地方自治法上、特別地方公共団体として位置づけされておまして、3組合はそれぞれ別法人となります。そのため、余剰人員となる14名の職員につきましては、協定に基づき構成市町で受け入れるか、あるいは別の方法を探す必要があると思われま

す。平成33年4月に新広域ごみ処理施設が稼働しますが、理論上、3月末までは3組合のごみ処理場でごみ処理が行わなければなりません。ということは、新広域ごみ処理場の稼働準備期間を考えた場合、一時的にせよ4つのごみ処理場に人員配置がなされ、運営が行われる必要性があります。15名体制は、新広域ごみ処理場が1箇所と考えた場合の話ですが、実際には平成33年2月から33年4月までの一時期、新広域ごみ処理施設が稼働する前後の移行期間に対しては、多くの人員がそれぞれの施設で対応する必要があるものと思われま

す。こうしたことから考えましても、可能かどうかわかりませんが、ひとつ提案させていただきます。構成市町では、ごみ処理以外にも斎場組合、し尿処理組合等を共同処理しております。30年、31年、32年の短期間で、14名の職員を構成市町が受け入れることが簡単なことではないと思っておりますので、そうした組合の統合を視野に入れ、解決策の中を広げていただければと考えております。

いずれにしましても、近い将来、新広域と茨城美野里につきましては、構成市町議会におきまして、組合解散の議論を要するところとなります。組合の統廃合についても一考していただき、一部事務組合の機能強化と経費削減に向けた取組が進むことを期待するものです。

霞台厚生施設組合として、斎場や、し尿処理との統合を視野に入れて動く考えについて正副管理者のお考えを伺います。

○議長（山本進君） 管理者・今泉君。

○管理者（今泉文彦君） 新しい時代に向けて、いずれにしましてもそういった関係、統合等、そういう方向が考えられるかと思えます。貴重な提言として受け止めさせていただきます。

○議長（山本進君） 1番・櫻井茂君。

○1番（櫻井茂君） よろしくご検討願います。

続いて2回目の質問に入ります。

新広域ごみ処理施設における職員及び委託事業者の役割と責任につきまして伺います。

組合議会の先進地視察におきまして、ごみ処理方法の違いや組合職員と委託事業者の関係などを調査した中で、専門知識及び技術を有する職員の確保、これと施設運営の工夫を学んだところであります。

組合としては、他の先進事例等の研究も行ったうえでの新広域ごみ処理施設運営を計画的に進めるものと思慮いたしておりますけれども、現段階における、職員及び委託事業者の役割と責任をどのように考えているのかについて伺いをいたします。

1点目。15名体制の職員の役割と責任、配置について具体的にお伺いいたします。

2点目。DBO方式によるごみ処理施設の管理運営、委託事業者の役割と責任について伺います。

○議長（山本進君） 総務課長・本田君。

○総務課長（本田俊行君） それでは、組織体制に基づく役割、配置、DBO方式採用時における管理運営委託事業者の役割と責任についてご答弁申し上げます。

なお、新施設稼働に合わせて、事務事業や職員の処遇等について調整を行っていくことから、最終的に変更があることも予めご了承ください。

まず、15名体制につきましては、局長1名、次長1名、総務課5名、業務課5名、還元施設関係3名を想定しております。

総務課は、人事、財政、庶務、議会对応等を想定しております。

還元施設関係は、霞台厚生施設組合にて新設される予定の還元施設のほか、茨城美野里環境組合、新治地方広域事務組合にある還元施設の管理を想定するほか、当面、中間置場業務にかかわること等を想定しております。

業務課は、DBO方式採用後も組合事務となる各種資源物の売り払い、焼却灰に対する対応などのほか、DBO管理委託事業者の管理状況等をチェックするモニタリング業務などを想定しております。

DBO管理運営事業者の役割と責任につきましては、主に運転・維持管理、環境管理等になりますほか、組合側、管理運営事業者側それぞれにどのような責任が発生するかリスク分担等を含めて決定されることになります。

なお、DBO方式を採用することにより、現場部門については、管理運営事業者が監督することになりますが、モニタリング業務は組合の所掌事項となりますので、プロパー職員がこれまで培ってきたノウハウを最大限発揮しながら、DBO方式管理運営委託事業者に任せきりではなく、行政が管理監督できる体制が整うものと考えております。以上です。

○議長（山本進君） 1番・櫻井茂君。

○1番（櫻井茂君） 先程も申し上げましたけれども、北海道にですね、先進地視察に行かさせていただきまして、その中で、技術系の職員あるいはごみ処理に対する専門知識を養うことがいかに大切かということをご教示いただいたわけでございます。今、モニタリングがプロパー職員によりしっかりやらせて頂けると答弁がございましたが、当然、これは技術的な問題、専門的な知識というものは日々変わっていく部分がございますので、しっかりと勉強していただいて、委託業者に使われるということはないわけでございますけれども、委託業者をしっかりと働いていただけるように管理監督が出来る職場の体制をつくるような勉強を、また職員の教育に努めていただければと思います。

3点目の質問に入ります。余熱利用の地域還元施設についてでございます。

新広域ごみ処理施設建設に伴いまして、建設予定地が狭隘なため、ごみ焼却熱を利用した地域還元施設である白雲荘を一時的に廃止し、その跡地を利用するわけでございますけれども、霞台厚生施設組合として平成33年4月以降の地域還元施設の運営はどのような方向性を持っているのかについてお伺いをいたします。

1点目です。白雲荘の建設について。

こちらどのようなスケジュールで、どのように取り組んでいくのか、具体的にお示しをいただきたいと思っております。

2点目。新広域ごみ処理施設稼働後の人員配置先として先程の答弁にもございましたが、民生費に複数の職員が配置され、他の組合関係の余熱利用地域還元施設ということで答弁をいただきました。ごみ処理本体を廃止するにも関わらず、付帯施設であり、余熱を利用できない地域還元施設のみを残すというような想定かと思っておりますが、この意義について、その位置づけと必要性をどのように考えているのかについて、お伺いをいたします。

○議長（山本進君） 管理者・今泉君。

○管理者（今泉文彦君） 余熱利用の還元施設についてご答弁申し上げます。

まず、白雲荘に代わる施設につきましては、新しいごみ処理施設の全容が定まった後の平成30年度以降、具体的な協議が進められる予定で平成34年度頃、供用開始を目指しております。

管理体制について、詳細は現在のところ決まっておりませんが、現行の施設のように直営方式の他、指定管理者制度導入等が検討されることになると思われます。

続きまして、霞台以外の各組合が所管する財産等の取り扱いでありますけれども、各組合の構成市町内で検討されることを基本として合意を得ております。

いずれ、組合が再編統合される際、財産に関する処分や承継手続きが必要になりますので、現時点においては、他組合の協議を待つ状況でございます。以上です。

○議長（山本進君） 1番・櫻井茂君。

○1番（櫻井茂君） 白雲荘については、34年度以降の供用開始を目指すという答弁をいただきました。

2点目も、他の組合、この問題については、今後、協議していくというようなお話ですけれども、議会運営の原理原則で申し上げれば、霞台厚生施設組合議会におきましては本来、その責任の範囲内でしか、質問出来ないわけでございます。ですから、他の組合の財産の処分等については質問出来ないのですけれども、しかしながら、先ほどの質問に対する答弁にもありましたように、職員15名体制の3名のうちの2名ですね。これにつきましては、他の組合のほうに配置する計画、又は予定を考えている人員配置というような答弁でございましたので、質問させていただきますけれども、本来であれば、他の組合の財産処分が行われてから霞台として財産を受け入れるかどうか、職員配置をどうするのかといった議論があつて然るべきであるかと思いますが、残念ながらそういった議論がないままに今回、15名の人員配置のなかで他の組合の還元施設に配置するといったことが示されたわけです。まだ決まっていないと言いながら、順番が逆ではないかという気がしております。

今後、各組合あるいは構成市町の中で、議論が進むとは思いますが、先に職員配置を想定しているとすると、答弁は矛盾しているのではないかという気がしてしまいます。この件について、再度、答弁をいただければと思います。これにつきましては、位置づけと必要性について、再度、答弁をいただければと思います。構成市町の議会、そして霞台の議会でも今後、この問題については議論をしていかなければなりません。特に、構成市間で持っている財産。これをどうするかについては、非常に大事な話でありますから、霞台以外の議会も含めて、私ども議会議員もそれぞれ市町に帰ってこれをしっかり議論しなくてはならないことは当然であります。

この件に関して、正副管理者は霞台の将来について責任を持っておりますので、霞台の正副管理者として、どのような見解を持って、この案件について協議されていくのか、伺えればと思っております。以上です。

○議長（山本進君） 管理者・今泉君。

○管理者（今泉文彦君） はい。一部事務組合が複数集合したという形で大変複雑な形で意思決定が行われるわけでありまして。さらに、4つの市町が意思決定をしていく、そういった中でバランス良く意思決定をやっていかななくてはならないということでもありますけれども、順番を間違わずに整合性をとってやっていきたいというふうに思っております。

今回の矛盾点という部分は謙虚に反省をして整合性を図っていきたいというふうに思います。以上です。

○議長（山本進君） 次の質問者に移ります。5番・小松豊正君。

○5番（小松豊正君） 5番・日本共産党の小松豊正でございます。

具体的な質問に入る前に、一般質問に関して申し上げたいことがございます。

住民の付託を受けた議員には、住民の様々な声を行政に届け、審議する責任があり、この固有の権限として質問の権利を有しています。ところが、日本共産党の小松、私と川澄敬子議員が一般質問の通告を所定の期日である2月13日正午までに提出したにもかかわらず、14日になって山本議長の判断で受けられないところがあるとの電話連絡が事務局を通じて、両議員に個別にありました。

小松議員の通告では、4項目のうち、第2項目・ごみ処理広域化によるコスト削減効果についての(1)と(3)、(4)、第3項目……。

○議長（山本進君） 小松議員へ申し上げます。質問は、通告に従って行ってください。

○5番（小松豊正君） そういう第3項目、それから川澄議員についても、第3項目のうちの2項目……。

○議長（山本進君） 重ねて小松議員に申し上げます。

ただ今の発言は通告と関係はない発言ですので、中止をしてください。

○5番（小松豊正君） これはですね。議長に議事整理権があると、自治法145条に書いてありますけれども、これは議場を円滑にするためであつて、市民から負託を受けた議員が一般質問を通告すると、それについて、その是非について駄目だとか、どうか、そういう権利は全くありませんよ。

○議長（山本進君） 小松議員に申し上げます。質問は通告に従って行ってください。

○5番（小松豊正君） これは厳しく批判し、糾弾して抗議をいたします。

とんでもないことです。こういうことは全国にも例がありません。

○議長（山本進君） 小松議員に申し上げます。

霞台厚生施設組合議会会議規則第87条は、議員が組合の一般事務について議長の許可を得て、質問することとして規程しております。

当職、私はこの規程に準拠して小松議員からの通告にあつた質問事項のうち、霞台厚生施設組合議会一般事務の範囲を超えているものについて、不許可としたものです。

通告に従って質問をお願いいたします。

○5番（小松豊正君） 今言われた会議規則 57 条に基づいて、議長の許可を得て、質問をすることが出来るというのは、・・・質問の順番、質問時間を指しており、地方自治法 104 条でいう議長の議事整理権はあくまで、議事の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統理することです。

○議長（山本進君） 小松議員に申し上げます。

組合の一般事務についての質問はお答えします。それ以外の質問は・・・。

○5番（小松豊正君） それでは一般質問に入ります。

非常に議長の見識のない発言に改めて抗議をいたします。

一般質問の(1)ですけれども、3市1町の広域化による新焼却処理施設建設について、焼却炉とストックヤード建設以外の周辺道路整備、中間置場設置、高齢者福祉施設建設、最終処分場の建設を含め、建設時期・費用・財源について、どのように考えているのかお伺いします。

以上が1項目についての1回目の質問です。

○議長（山本進君） 建設計画課長・織田君。

○建設計画課長（織田俊彦君） はい。ただ今の新焼却施設以外の周辺整備、中間置場、還元施設、最終処分場に対する建設時期、費用、財源についてご答弁申し上げます。

中間置場につきましては、新焼却施設稼働後、速やかに運営することを想定していますが、必要な施設整備は、各組合の施設が稼働停止しない限り、工事等着手できないと考えております。

費用につきましては、20年換算で16億円を見込んでおり、内容によっては循環型社会形成推進交付金等が活用できるものと見込んでおります。

還元施設につきましては、平成34年度頃、竣工を予定しております。費用につきましては、6億円を見込み、財源については、一般財源になると思われま。

最終処分場につきましては、現時点で建設を考えておりません。

周辺道路につきましては、新焼却施設建設時点と同時期に完了を目指しております。

事業費につきましては、5億円、全額一般財源を見込んでおります。以上でございます。

○議長（山本進君） 5番・小松豊正君。

○5番（小松豊正君） 2回目の質問を行います。

そのひとつは新焼却処理施設について、還元施設も含めて、一体、建設に掛かる総額はいくらになるのか、焼却炉とストックヤードの建設費は195億に、周辺道路整備費は5億円、高齢者福祉施設建設費6億円、これだけ足しますと206億円になります。これ以外に中間置場設置、最終処分場建設費などを抱えることになります。東京オリンピックもあり、基礎的な単価も上がることが予想されます。

結局、建設総額はどうなるのか、明快にお答え下さい。

2つ目に、建設費の財源についてですけれども、焼却炉とストックヤードの建設費は195億円。債務負担行為はこれから計画支援事業に約1.8億円と、工事監理委託に約2.1億円を引いて、191億2,680万円としています。そして、この26.8%にあたる54億7,560万円を循環型社会形成推進交付金で賄い、残りの136億5,120万円を3市1町の負担金としています。そして、この95%にあたる約129億6,864万円が震災復興特別交付税になって、残りの6億8,256万円が3市1町で負担するから、こういう計算式で大変これはお得です、ということをお知らせしております。

この期間である平成28年度から32年度の5年間に作ってしまうというわけでありま。

しかし、この震災復興特別交付税は、約束されているわけではなく、毎年毎年、単年度で予算を組み、決算をしていくものです。この原資は、国民が払っているものであります。

私がここで強調したいのは、今の国の財政状況です。

平成29年度予算案の税収はわずか1,000億円ほどしか増えておらず、ここ数年、3兆円から7兆円の税収増を見込んでいたのとは様変わりです。歳出を見ても社会保障の予算を大幅に削減する一方、歳出の35%以上を国債で賄う、異常な借金漬けの予算になっています。

災害も東日本大震災以来、次々と起こっています。優先すべき避難されている福島の方々の住宅補助も打ち切れようとしています。このような情勢の中で、震災復興特別交付税が5年間に亘って、毎年保障されるかどうか、非常に疑問であります。まだ5年間で工事が完了するのかどうか、この見通しについて管理者はどのような見通しを持っているのか、責任を持つのか、お伺いをいたします。

以上が2回目の質問です。

○議長（山本進君） 建設計画課長補佐・栗山君。

○建設計画課長補佐（栗山英範君） ただ今いただきました、ご質問に対してご答弁申し上げます。

まず、第1点目。

結局、いくらになるのかという、ご指摘の事項でございますけれども、過日、さらに先程、ご説明申し上げましたとおり、ごみ処理に係る費用といたしましては、計画支援事業、施工監理業務等を含めまして195億円。先程、議員がご指摘のとおりでございます。

その他、私どもの答弁の方でも触れさせていただきましたが、周辺道路として5億円を見込み、還元施設を6億円、さらには中間置場等につきましては、過日のご説明ですと、ランニングコストの方に計上させていただいてますが、単年度あたり8,000万としているところでございます。

その他といたしまして、過去の質疑の中では、今後、売電にかかる東電に対する負担金等が発生するかもしれません、ということをご提示させていただいたところですが、現時点における195億円等につきましては、不調にならない限り、この金額で履行できるというふうに考えてございます。

また、どこまで膨れ上がるのかにつきましては、過日より申し上げておりますとおり、地方自治法第2条第14項に基づき、最小の経費で最大の効果を得られるよう、私ども取り組んでおりますので、他の施設を更新するよりも、今回、広域化をしたほうが、例えこの時期であっても、市町村にとって税負担が軽減できるというふうに考えているところでございます。

続きまして、先ほど、震災復興特別交付税につきまして、将来が約束されていないのではないかと、いうふうなご指摘がございました。議員ご指摘のご懸念事項については、私どもも懸案事項としては考えてございます。

しかしながら、通常、他の市町村が行っております国庫補助事業等においても、同様の傾向が見られると思います。そのような中でも、私どもといたしましては、地域住民にとって負担が軽減できるということで、この度、皆様のご理解をいただきまして、債務負担を計上し、入札公告となったわけでございますけれども、そういった観点からは、過日、ご相談申し上げましたが、私ども組合といたしましても、中央要望といたしまして、各関係省庁の方に要望書を提出させていただいたほか、組合議会、さらには構成市町議会においても、地方自治法第99条に基づき意見書のご提出等をいただいたところです。

私ども、執行部の事務方といたしましても、ご指摘のとおり、今回のように長期間に一定規模以上の事業費がかかるものについては、きちんと予算の確約が欲しいと考えておりますので、私どもが先日、お認め頂きましたように、長時間の債務負担行為と同様に、国費についても、本来、私どもに将来いくらお支払するという、国庫債務負担のほうをお願いしているところでございます。

以上でございます。

(「私が求めているのは、管理者に質問しています。あなた事務方でしょ。責任者の管理者が答弁してください。私は管理者に答弁を求めているのですから。」と呼ぶ者あり。)

○議長(山本進君) 管理者・今泉君。

○管理者(今泉文彦君) はい。小松議員のご質問にお答えいたします。

ただ今のご質問については、栗山課長補佐が答弁したとおりであります。以上です。

○議長(山本進君) 5番・小松豊正君。

○5番(小松豊正君) 非常に不十分な答弁だと、認識いたします。

(2)はですね、ごみ処理広域化によるコスト削減効果について、これは皆さん方から示された、ある意味、マル秘という判子を押しした全員協議会で出されたものについて、質問を用意しましたけれども、これが大幅にカットされました。それで、私が質問してもいいと、そういうこと自身が全く問題ですけれども、私はその中で、これはいいと言われたのは、人件費が30人減ることによって、年間2億4,000万円の人件費がとこれに書いてあるわけですよ。

しかしですね、これは非常にいいことですが、協定によって、私はこれを開示請求して全て持っておりますけど、その中に必ず、そこで働いていた方々について、解散したり等の様々な問題であった場合でも、関係する自治体が職員として、それをやはり雇用して、雇用の安定を図るというような内容の協定がございまして。

ですから、広域化によって、削減された雇用は関係市町によって保障されることになっているわけでありまして、そういう意味では全体としては人件費削減にはならない。個別的部分的にとればそうだけでも、そういうふうになるんじゃないかと思っておりますけども、このことが質問いたします。

○議長(山本進君) 建設計画課長・織田君。

○建設計画課長(織田俊彦君) はい。ただ今のご質問に対し、ご答弁申し上げます。

先ほど、櫻井議員に対する職員処遇に関する答弁でもご説明させていただきましたが、どのように受け入れるかは検討中でございます。

受入団体の考え方にもよりますが、定数管理を行う際、組合職員の受入数と新規採用職員数の調整等により全体としての人件費削減は期待できるものと考えております。以上でございます。

○議長(山本進君) 5番・小松豊正君。

○5番(小松豊正君) 職員のことについては、そういう協定はあるけど、具体的にはこれから検討

するという趣旨だと思いますけど、私たちは人件費の問題ではですね、職員の方、非正規の方、そこで関連したところで働いている方もいらっしゃるわけであって、それもやっぱり、きちんと考えていかななくてはならないと思うんですけど、いかがお考えですか。

○議長（山本進君） 事務局次長・佐藤君。

○事務局次長（佐藤博之君） はい。お答えいたします。

霞台厚生施設組合に限ってのお話になりますが、お答えになりますが、霞台厚生施設組合は、今の施設が開始になってから10年経過後には、将来の、今回の広域化と同じように、将来、必ずこの施設を再度更新するか、ないしは広域化するかとか念頭に想定しまして、人員の管理をしてみました。同時に委託している現場の方にも、現場の会社の方にも、そのような将来のことまで含めて、よく職員の、従業員の適正化を図っていただきたいというようなことで、各委託会社と組合の方とその辺の適正化については、織り込み済みで運営をしておりますので、問題はないと考えております。以上です。

○議長（山本進君） 5番・小松豊正君。

○5番（小松豊正君） 次、(3)ということなんですけども、私がそもそも用意した(3)は、3市1町の広域化による新処理施設建設についての住民の理解が得られてないと。

○議長（山本進君） 小松議員に申し上げます。質問は通告に従って行ってください。

○5番（小松豊正君） 今、ございます手元にある資料では、(3)汚染対策についてであります。

(1)現在把握している汚染の実態はどうか、(2)全面的に調査して、住民に公表すべきと考えるのはどうか、(3)汚染土壌をどのように処分するのか、実際に汚染しているというのは、当局の資料で明らかで、フッ素と砒素、どのようにこれを処分するのか、(4)そういう現在広域化で、今現在も汚染が進んでいるところに、さらに広域化で広範囲からごみを持ってくれば、汚染が益々進みます。

そういう意味でも、広域化を見直すべきだと考えるがどうでしょうか。

以上が1回目の質問です。

○議長（山本進君） 建設計画課長・織田君。

○建設計画課長（織田俊彦君） 汚染対策について、ご答弁申し上げます。

1点目、現在把握している汚染の実態、2点目、全面的に調査して住民に公表すべきとのご質問につきましては、土壤汚染対策法に準じ、旧施設跡地周辺を重点化しつつ、敷地を全面的に27ポイント調査しております。

調査結果につきましては、1ポイントのみヒ素及びフッ素が基準不適合となりましたが、どの深さまで影響しているか、深度調査を行い、影響範囲を確認するほか、地下水を測定し基準適合していることを確認しております。

土壤汚染対策法上、心配される摂取リスクを考えた場合、基準不適合土壌は盛土されていて、ほこり等が舞い散る可能性がない他、地下水経由の摂取リスクに関する不安を払拭するため、地下水自体の基準適合を確認させていただいたところです。

その上で、茨城県の土壤汚染対策法事務処理要領を参考に、敷地から半径250m範囲の方々に対し飲用井戸の利用状況を確認させていただきました。井戸設置件数9件、そのうち飲用として井戸を利用されている方が7件ございました。該当者の方々には、念のため飲用指導をさせていただきました。

なお調査結果につきましては、霞台厚生施設組合ウェブページで公表されております。

3点目の処分につきましては、新しいごみ処理施設建設に合わせて除去工事を行うことを前提に入札公告を行いました。今後、茨城県をはじめ落札事業者と相談し、工事等着手する予定でございます。

4点目。広域化でさらに汚染が進むとのご質問でございますが、新しい施設の元、適切な管理が行われたほうが、よりリスクが少なくなると考えております。以上でございます。

○議長（山本進君） 5番・小松豊正君。

○5番（小松豊正君） 今、私の質問に対してのお答えですけども、関係される地域の住民の皆さんには、説明会、現状報告して住民の意見を聞くというのは当然必要だと思いますけども、これはどのようにやられているのか、それから、そもそも定期調査というのがあったと思うんですけども、これはどういう時期にどのようにやったのか、お伺いします。

○議長（山本進君） 建設計画課長補佐・栗山君。

○建設計画課長補佐（栗山英範君） ただ今のご質問に対し、ご答弁申し上げます。

まず、地元の説明等が必要ではないかというご指摘でございますけども、先程、織田の方からご答弁申し上げましたように、県の要領に基づきまして、私ども敷地から250m半径範囲の方々にご案内をさせていただいたところでございます。そのような観点から地元の方にお話させていただくほか、耕作組合の方のほうにはお知らせをさせていただいたところでございます。

続きまして、定期観察の部分でございますけれども、今回の土壤汚染対策法に基づく敷地内の定期観察というのは、当初以降、特に予定はされてございませんでした。今回の調査の趣旨でございますけれども、本来であれば、工事着手前の30日以上前に県に届出をして県の判断を仰ぎながら、必要であれば調査をするというようなことでございましたが、私どもとしては、自主的に調査をさせていただいたところでございます。そのような結果から、砒素及びフッ素が検出されたことを踏まえまして、速やかに議会の皆様にご報告をさせて頂くとともに、地元にはチラシをお配りさせていただいたところです。過日の債務負担でも、いろいろとご議論があったと聞いてございますので、先程、課長が申し上げましたとおり、県の判断を仰ぎながら、今回の工事の中に含めまして除去工事をするというようなことになっております。ご参考までにインターネット等で検索することが出来るんですけども、土壤汚染対策法の仕組みというふうなパンフレットが環境省のほうで紹介がされておりました。例えばですね、土壤汚染のリスクといたしましては、土壤汚染が存在すること自体が問題ではなく、摂取してしまう経路があることが問題なんですよというふうにご提示があります。

そのようなことについて、私どもの織田がご答弁申し上げましたとおり、当該地域については、盛土をしていると、かえって盛土が騒がれている地域がございましたけれども、盛土をすることによって、外に出ないという体制をとるほか、地下水の方には影響が出ないことを確認しています。

それから、汚染の除去等の措置についてというふうな紹介があるんですけども、その場合には、例えば、1点目として、地下水の水質の測定、先程、ご指摘いただきましたように、定期観察みたいな視点があるほか、封じ込めについては、すでに新しい盛土のほうで持っているというふうな状況でございます。

さらに例外として、特別な場合に土壤汚染の除去が発生するというふうに書いてはございますけれども、先程、私どもの方では、正副管理者内でも協議をさせていただきまして、今回工事に合せて除去をしようということで、ご提案させていただいております。以上でございます。

○議長（山本進君） 次の質問者に移ります。

12番・川澄敬子君

○12番（川澄敬子君） はい。12番の川澄です。

ごみ発電についてお伺いいたします。

先日、私たちの行った総務省、環境省交渉で、環境省の担当者が循環型社会形成推進交付金の交付要件として、熱回収率の基準はごみ処理施設の規模によるということ、また、ごみ発電が必ずしも要件ではないと回答しました。2012年の統計ですけども、全国市町村の一般廃棄物焼却施設は1,188施設で、そのうちごみ発電を行っている施設は317施設、全体の約26.7%だそうです。決して多くはありません。ごみ発電の推進とごみ減量化は両立できるのでしょうか。効率的なごみ発電には十分な廃棄物熱量が必要だと言われています。

そこで問題となるのは、廃プラスチックの扱いです。プラスチックは紙ごみの約2倍の高いカロリーがあるそうです。プラスチックについては、霞台で決めるのではなく、各自治体の方針で決めるといわれましたが、新しいごみ焼却施設がプラスチックを燃やすことも可能としているのは問題です。

廃棄物処理の原則である3R、リデュース、リユース、リサイクルを優先することと、相容れないのではないかと、安易に燃やしてよい、捨ててよいという風潮にならないかという懸念があります。環境負荷の観点からも焼却施設の規模を見直し、ごみ発電ではなく、ごみの減量化、リサイクルを徹底して焼却量を減らすことが目指すべき方向ではないでしょうか。

ごみ発電についてやめるよう求めてお伺いいたします。

○議長（山本進君） 建設計画課長・織田君。

○建設計画課長（織田俊彦君） ご答弁申し上げます。

現在の施設規模につきましては、構成市町の20年先のごみ量、人口動態等を加味したうえで試算した結果になっております。理論上は、ごみ処理量が大幅に減れば、施設規模も縮小される可能性があり、循環型社会形成推進交付金上求められるエネルギー回収率も変動します。現行の交付金制度上、最低規模100t/日以下のごみ処理施設の場合、求められるエネルギー回収率は10%です。

霞台厚生施設組合が平成27年度策定しました基本構想中にエネルギー回収率の試算データがございますが、熱源として利用した場合に得られる回収率は1.3%であり、他の用途を考えないと最低規模の交付要件のエネルギー回収率10%でさえ満足することは出来ません。交付要件に求められるような2桁台のエネルギー回収率を達成するためには、やはり発電施設は必須であると考えております。

また、発電施設を導入することにより、施設稼働に関する電力をまかなえることから、維持管理経

費の削減につながるほか、売電等が期待できます。以上でございます。

○議長（山本進君） 12番・川澄敬子君

○12番（川澄敬子君） はい。循環型社会形成推進交付金要件である熱回収率の基準を満たすためには、ごみ発電が有効だというご答弁ですけども、全国的にはごみ発電ではなく、住民の生活に密着した余熱利用を工夫しているところが数多くあります。

一番多いのは、福祉や医療と一体となった健康増進施設等、健康づくりを目指すものです。千葉県市川市のクリーンセンターでは、温水プールやトレーニングジム、お風呂等を備えた健康増進施設を作っています。そのほかには、農業や園芸に活かす施設、環境教育に活かす施設等があるそうです。環境に優しく住民の暮らしに役立つような先進事例を学ぶべきではないでしょうか。

最後に、今回の一般質問の在り方について申し上げます。

私は3点の質問をする予定でしたが、2つの質問については、議長が一般質問に適さないとして取り下げるよう求められました。質問内容については、霞台厚生施設の事業内容に関するものであり、また、住民の疑問を代弁する内容です。一般質問から外されたのは納得できません。

○議長（山本進君） 川澄議員に申し上げます。質問は通告に従って行ってください。

○12番（川澄敬子君） 特に質問で取り上げようとしたDBO方式の選定については、検討委員会のメンバーが明らかにされず、会議録も非公開のまま……。

○議長（山本進君） 川澄議員に申し上げます。ただ今の発言は通告と関係ない発言です。中止をしてください。

○12番（川澄敬子君） 管理者の皆さん。住民に25年間、責任を持てるのですか。議員の皆さんは25年間、住民に対して責任を持てるのですか。住民の代表である議会として、もう一度、十分な審議をすることを求めます。

○議長（山本進君） 建設計画課長補佐・栗山君。

○建設計画課長補佐（栗山英範君） はい。ただ今のご質問、ご提案等についてご答弁いたします。

先程、循環型社会形成推進交付金の要件上、発電に限らず先進地域においては、各種福祉施設等にエネルギーを供給している事例があることは拝聴させていただきました。

私ども、やむを得ず白雲荘については、休止をさせていただきますが、新しい施設について、稼働はさせる予定です。同じタイミングであれば、議員ご指摘のとおり、その施設に対しての電力供給等を予定されていたと思います。

ただ、先程織田から申し上げましたとおり、エネルギーの回収状況につきましては、同じような施設がおそらく、10数棟ないと私どもの規模におけるエネルギー回収を満足することが出来ないことになっていきます。また、循環型社会形成推進基本法上でも、燃やさざるを得ないごみについては、燃やすことを推奨しているものがございますので、私どもも、発生抑制や資源化に努めたうえで、やむを得ないごみについてのみ、燃やすという事を考えております。

また、発電自体がそもそも良い悪いではなくて、ごみ処理の強靱な体制を作るほか、地域にとってごみ処理経費の軽減、さらには、災害に強いごみ処理体制を作ることを考えましても、代替エネルギーを考えておくということは、非常に有効かなと考えてございますので、ご理解いただきたく考えてございます。

○議長（山本進君） 以上で一般質問を終結します。

（議案質疑）

○議長（山本進君） 次に議案質疑を行います。5番・小松豊正君

○5番（小松豊正君） 5番 日本共産党 小松豊正でございます。

通告に基づき議案質疑を行います。

まず、議案第3号・平成28年度霞台厚生施設組合一般会計補正予算（第3号）についての1回目の質疑でございます。

（1）4ページ「休日勤務手当」28万円、「退職手当特別負担金」75万円について説明を求めます。

○議長（山本進君） 総務課長・本田君。

○総務課長（本田俊行君） はい。それでは休日勤務手当、退職手当についてご答弁いたします。

休日勤務手当については、環境センターの管理規定により祝日や年末のごみ搬入受付を実施しておりますが、昨今の自己搬入者の増加等に伴い、一般職員の休日勤務の配置を増員するなどの対応から、当初予算に不足を生じたため増額するものです。

また、退職手当特別負担金については、本年度末に定年退職を迎える予定職員2名分の退職手当に対する特別負担金を、市町村総合事務組合をとおし精査したところ、当初見込み額に対し不足を生じたので、補正するものです。以上です。

○議長（山本進君） 5番・小松豊正君。

○5番（小松豊正君） はい。次に議案第4号・平成29年度霞台厚生施設組合一般会計予算についてお伺いいたします。

（1）4ページ、歳出・衛生費が前年度に比べて、5,218万円の減となっておりますが、大幅な減額の理由について説明を求めます。

（2）4ページ、歳入・負担金、衛生費（整備事業Ⅰ・整備事業Ⅱ）について説明を求めます。

（3）5ページ、清掃費・国庫交付金（循環型社会形成推進交付金）が前年度5,186万6千円で、今年度は0になっている理由について説明を求めます。

（4）9ページ、福祉センター解体工事7,560万円について、仮契約業者、工事時期などの説明を求めます。以上が一回目です。

○議長（山本進君） 建設計画課長・織田君。

○建設計画課長（織田俊彦君） はい。ご答弁申し上げます。

1点目。衛生費が前年度に比べて、5,218万円減となっている大幅減額の理由についてでございますが、主な要因としましては、施設整備費では前年度委託料で一般廃棄物処理施設整備総合支援業務ほか4件で、1億6,665万円計上しましたが、本年度は総合支援業務の継続費分や、周辺道路の設計費や用地測量費の計上5,865万円で、その差額が約1億円ございます。

また、工事請負費で福祉センター解体工事費としまして、7,560万円計上しておりますので、施設整備費全体では3,245万円の減となっております。塵芥処理費計上の職員の退職や、内部異動などによる人件費の減と合わせまして、5,218万円の減となっております。

2点目の質問、歳入・負担金、衛生費（整備事業Ⅰ・整備事業Ⅱ）についてご説明いたします。

整備事業Ⅰ及びⅡでございますが、平成27年2月23日締結の4市町によるごみ処理広域化推進に関する協定書、平成28年8月22日締結のごみ処理広域化に伴う、新処理施設及び関連施設の経費負担等に係る協定書で定めたものでございます。

まず、整備事業Ⅰにつきましては、均等割り負担で、ごみ処理広域化に係る計画策定及び調整に関するもの。また、新処理施設の建設・施工管理に付帯する事務となっております。

整備事業Ⅱにつきましては、新処理施設の建設・施工監理費のほか、白雲荘の廃止解体費や周辺道路整備費などが事業費割となっており、整備事業Ⅱで示してございます。

この負担割合でございますが、均等割10%、人口割10%、搬入割80%と決定しており、石岡市38.03%、小美玉市24.12%、かすみがうら市22.38%、茨城町15.47%でございます。

3点目の質問。清掃費国庫交付金5,186万6千円について、前年度予算額にあって今年度予算額が0になっている理由でございますが、平成29年度においては、交付金490万円を予定していましたが、平成28年度の事業費はまだ確定していませんが、差金などにより29年度分交付金を賄えると予想されるため、清掃費国庫交付金（循環型社会形成推進交付金）を0としております。

なお、交付金は来年度以降、精算することとなります。

また、施設建設・運営につきましては契約を行う予定でございますが、事業者提案見積りで平成29年度は設計段階であるため、事業費の支払いがないという提案であったことを申し添えます。

以上でございます。

○議長（山本進君） 総務課長・本田君。

○総務課長（本田俊行君） はい。次に、福祉センター解体工事についてご答弁いたします。

白雲荘の解体工事につきましては、本日の議会で平成29年度予算案に対する議決を以って執行が可能となり、本年4月以降に入札を実施していく予定です。従いまして、契約業者等は現時点では何も決まっておりません。また、工事期間については、平成29年5月から9月頃を予定しております。

以上でございます。

○議長（山本進君） 5番・小松豊正君。

○5番（小松豊正君） はい。そうすると7,560万円というのは、正式な議会議決前に、いろいろと仮契約をやって決めるというふうに、この7,560万円はどういうふうな試算ででてくるのか説明して下さい。

○議長（山本進君） 総務課長・本田君。

○総務課長（本田俊行君） はい。7,560万円の予算額の根拠は、平成28年度に委託した設計図書の金額を基に計上しております。以上です。

○議長（山本進君） 次の質疑者に移ります。12番・川澄敬子君。

○12番（川澄敬子君） はい。議案の6ページののところからです。

まず、議会費の節9・旅費90万1千円が28年度予算より増額した理由についてお伺いいたしま

す。2つ目が、総務費の節1・給料、節3・職員手当、節4・共済費、節9・旅費が、28年度予算より増額した理由は何か。というのは、③に関わるのですが、一般職員が2名から3名に増えたためだと思われまじけれど、3名増えたのはどういう業務のためなのかお伺いいたします。

④番。衛生費の節14・使用料及び賃借料が、28年度予算より増額した理由について、お伺いいたします。以上です。

○議長（山本進君） 総務課長・本田君。

○総務課長（本田俊行君） はい。ご答弁申し上げます。

① 旅費の予算額が前年度に対し、増額となった理由ですが、平成28年度の議会管外行政視察の実施に際し、補正した金額に合わせ、平成29年度は計上いたしました。

②、③については、関連性がございますので合わせて答弁いたします。

総務費の人件費が増額した理由につきましては、高令者福祉センターの廃止に伴い、人員の配置調整が必要となるため、元来、減員となっていた総務課職員1名を増員して予算計上したことによるものです。

なお、衛生費は職員の定年退職もあり、人件費が大幅な減となっております。この結果、職員の配置状況は、総務課3名・業務課3名となります。以上です。

○議長（山本進君） 業務課長・比気君。

○業務課長（比気静君） はい。④使用料及び賃借料が、28年度予算より増額した理由でございますが、環境センターにおいてAED(自動体外式除細動器)の設置を考えており、機器のリース代であります。

また、白雲荘の廃止に伴い、深井戸の汲み上げに要する電源を確保できなくなることから、新たに予算を計上し、発電機をリースするものでございます。以上でございます。

○議長（山本進君） 以上で議案質疑を終結いたします。

(討論)

○議長（山本進君） 次に討論を行います。討論は、通告の順にこれを許します。

5番・小松豊正君。

○5番（小松豊正君） 5番・日本共産党の小松豊正でございます。

議案第4号平・成29年度一般会計予算に対する、反対討論を行います。

まず第一に、高令者福祉センター白雲荘が、地元や利用者の強い存続の要望があるにも拘わらず、新処理施設建設の障害になるというので、平成28年度で打ち切られる予算になっているということでございます。

第二に、その高令者福祉センター白雲荘の解体工事費7,560万円が予算化されていることです。以上、ごみの減量化に相反する、3市1町の広域化による新処理施設建設への第1歩となる予算であり、反対いたします。

議員各位のご賛同をお願いいたしまして、議案第4号・平成29年度霞台厚生施設組合一般会計予算に対する反対討論といたします。

○議長（山本進君） 次に、12番・川澄敬子君。

○12番（川澄敬子君） 私も、議案第4号・平成29年度霞台厚生施設組合一般会計予算に反対いたします。

今回の予算案の中に、歳出、施設整備費・福祉センター白雲荘の解体工事費として、工事請負費7,560万円が計上されています。白雲荘の解体については、昨年、霞台厚生施設組合議会に、利用者や周辺自治体による、白雲荘を継続して欲しいという請願が1千名以上の署名をもって提出されました。しかし、霞台議会は、請願について全く審議をせず却下しました。

白雲荘を利用している方々の引き続き利用したいという思いは切実です。住民の思いを受け止め、議会の中で十分論議を尽くして決めるべきです。

その他の予算についても、新ごみ処理施設建設を進めるための予算となっております。ごみ処理施設の規模が適当なのか、現在ある3施設の長寿命化について十分検討されたのか、20年委託するDBO方式が妥当なのか、等々、論議が尽くされたとは言えません。

原点に立ち返り、3市1町のごみ処理についての根本的な方針を定めて、長期的展望に立ったごみ処理施設の検討が必要と考え、議案に反対いたします。以上です。

○議長（山本進君） 以上で討論は終わりました。

(採 決)

○議長(山本進君) これより採決に入ります。

議案第3号・平成28年度霞台厚生施設組合一般会計補正予算(第3号)について採決をいたします。
お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山本進君) ご異議なしと認め、さよう決しました。

次に、議案第4号・平成29年度霞台厚生施設組合一般会計予算について採決いたします。
本案は、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(山本進君) 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり決しました。

(閉 会)

○議長(山本進君) 以上で、今定例会の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、平成29年度霞台厚生施設組合議会第1回定例会を閉会いたします。
大変ご苦労様でございました。

午後3時28分 閉 会

地方自治法第123条の規定により署名する。

霞台厚生施設組合議会

議 長 山 本 進

霞台厚生施設組合議会

署名議員 久保田 良一

署名議員 櫻井 信幸